

人員に関する基準

1 看護職員の配置

事例

- ✓ 看護職員の員数が常勤換算方法で2.5以上確保されていない。

指導・ポイント

- 看護職員の員数が常勤換算方法で2.5以上となるよう人員を配置すること。
- 人員基準違反の状態が継続する場合は、指定の取り消し等の対象となることに留意すること。

基準

【居宅基準省令第60条第1項第1号】

- 一 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所 次のとおりとすること。
 - イ 保健師、看護師又は准看護師 常勤換算方法で、2.5以上

運営に関する基準

1 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成

事例

- ✓ 訪問看護報告書を作成していない。

指導・ポイント

- 訪問看護を提供した際には、訪問看護報告書を作成すること。
- また、定期的に主治医に訪問看護報告書を提出すること。

基準

【居宅基準省令第70条第5項、第6項】

- 5 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。
- 6 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

【居宅基準省令解釈通知 第3の三の3(5)⑩】

- ⑩ 指定訪問看護事業者は、主治医との連携を図り、適切な指定訪問看護を提供するため、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を定期的に主治医に提出しなければならない。

2 勤務体制の確保等

事例

- ✓ 管理者及び一部従業者の勤務表が作成されていなかった。
- ✓ 管理者が看護職員を兼務し、その他の看護職員が地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所を兼務しているが、各職種における勤務時間数が明確になっていない。

指導・ポイント

- 月ごとの勤務表に、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を記載すること。
- また、勤務時間数や勤務実績についても、記録に残し、適切に管理すること。

基準

【居宅基準省令第74条で準用する第30条第1項】

- 第30条 指定訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問看護を提供することができるよう、指定訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

【居宅基準省令解釈通知 第3の一の3の(20)①】

- ① 指定訪問看護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、看護職員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。

介護報酬

1 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合

事例

- ✓ 理学療法士が訪問看護を提供しているが、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたって、定期的に看護職員が訪問して利用者の状態の評価を行っていなかった。

指導・ポイント

- 看護職員が訪問して適切に利用者の状態の評価を行うこと。

基準

【居宅報酬告示 別表3イ～ハ注1】

注1　〔前略〕また、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この注において「理学療法士等」という。）が指定訪問看護を行った場合は、イ(5)の所定単位数を算定することとし、理学療法士等が1日に2回を超えて指定訪問看護を行った場合、1回につき100分の90に相当する単位数を算定する。

【報酬告示留意事項通知 第2の4(4)(④、⑥)]

- ④ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問看護を提供している利用者については、毎回の訪問時において記録した訪問看護記録書等を用い、適切に訪問看護事業所の看護職員及び理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士間で利用者の状況、実施した内容を共有するとともに、訪問看護計画書（以下、「計画書」という。）及び訪問看護報告書（以下、「報告書」という。）は、看護職員（准看護師を除く）と理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が連携し作成すること。また、主治医に提供する計画書及び報告書は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が実施した内容も一体的に記載するものとし、報告書には、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供した訪問看護の内容とその結果等を記載した文書を添付すること。
- ⑥ 計画書及び報告書の作成にあたっては、訪問看護サービスの利用開始時及び利用者の状態の変化等に合わせ、定期的な看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価を行うこと。

2 ターミナルケア加算

事例

- ✓ ターミナルケアに係る計画を作成し、利用者及びその家族の同意を得ていることだが、当該計画にターミナルケアの提供が明示されておらず、ターミナルケアについて同意を得ているのか確認できなかつた。
- ✓ ターミナルケア提供時の訪問看護記録書に、ケアの概略しか記載されていなかつた。

指導・ポイント

- ターミナルケアを提供する際には、ターミナルケアに係る計画にターミナルケアの提供を明示し、利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てから提供すること。
- ターミナルケア提供時の訪問看護記録書には、終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録など、報酬告示留意事項通知に列挙された事項を丁寧に記録すること。

基準

【大臣基準告示第8号の口】

- 主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること。

【居宅報酬告示留意事項通知 第2の4(18)④】

- ④ ターミナルケアの提供においては、次に掲げる事項を訪問看護記録書に記録しなければならない。
 - ア 終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録
 - イ 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過についての記録
 - ウ 看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録〔後略〕

3 同一敷地内建物等減算



- ✓ 事業所と同一の建物に居住する利用者について、減算を行っていない。

指導・ポイント

- 減算の対象となる建物は種別（有料老人ホーム、一般的な集合住宅等）を問わないことに留意し、要件に該当する場合は適正に減算すること。

基準
【居宅報酬告示 別表3イ～ハ注6】

注6 指定訪問看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問看護事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」）に居住する利用者（指定訪問看護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定訪問看護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定訪問看護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

《参考：同一敷地内建物等減算の適用関係》

		事業所と利用者が居住する住宅の位置関係	
		同一の敷地内(同一の建物内を含む)・隣接する敷地内	それ以外
同一建物に居住する利用者の数	0~19	減算(100分の90)	減算なし
	20~49		減算(100分の90)
	50~	減算(100分の85)	

※いずれも建物の種別(養護老人ホーム、一般的な集合住宅等)を問わず適用される。